

和解について(所有権確認等、同反訴請求控訴事件)

市道上溝147号の敷地に係る所有権確認等、同反訴請求控訴事件(東京高等裁判所平成25年(ネ)第7227号)について、次のとおり和解する。

平成26年5月22日提出

相模原市長 加山俊夫

1 和解の相手方

市内在住者

2 和解の要旨

- (1) 本市及び相手方は、相模原市中央区上溝621番4の土地(面積 5.78平方メートル。以下「本件土地」という。)が市道上溝147号の敷地として適法に使用されていることを相互に確認する。
- (2) 相手方は、本市に対し、平成26年5月27日に本件土地を売り渡し、本市は、これを買受ける。
- (3) 相手方は、本市に対し、平成26年5月27日付け売買を原因とする所有権移転登記手続をする。本市は、相手方に金100,000円を支払う。
- (4) 本市は、相手方に対し、前号の金員を平成26年6月30日までに支払う。
- (5) 相手方は、本市に対し、本件土地についてその余の請求を放棄する。
- (6) 本市及び相手方は、本件土地に関し、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、各自の負担とする。

3 和解の方法

民事訴訟法(平成8年法律第109号)第89条の規定による訴訟上の和解により行う。

4 事件の概要

- (1) 相手方は、本件土地について、本市が何らの権限なく昭和47年頃から市道上溝147号の一部として使用しているとして、平成24年3月22日に本市

に対し、本件土地が相手方の所有であることの確認並びに本件土地の使用料、相手方の精神的苦痛に対する慰謝料及び弁護士費用の支払を求める訴えを横浜地方裁判所相模原支部に提起した(横浜地方裁判所相模原支部平成24年(ワ)第118号)。

(2) 本市は、第1審において、訴外業者により都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項の開発行為がなされた本件土地の所有権が同法第40条第2項の規定により開発行為の完了公告の翌日である昭和47年2月17日に本市に帰属している旨を主張していたが、本事件の終局的な解決を図るとともに、本件土地に係る今後の紛争を予防するため、本市が本件土地につき所有権を有することの確認及び相手方が本市に対して所有権移転登記手続をすることを求める反訴を平成25年5月20日に横浜地方裁判所相模原支部に提起した(横浜地方裁判所相模原支部平成25年(ワ)第213号)。

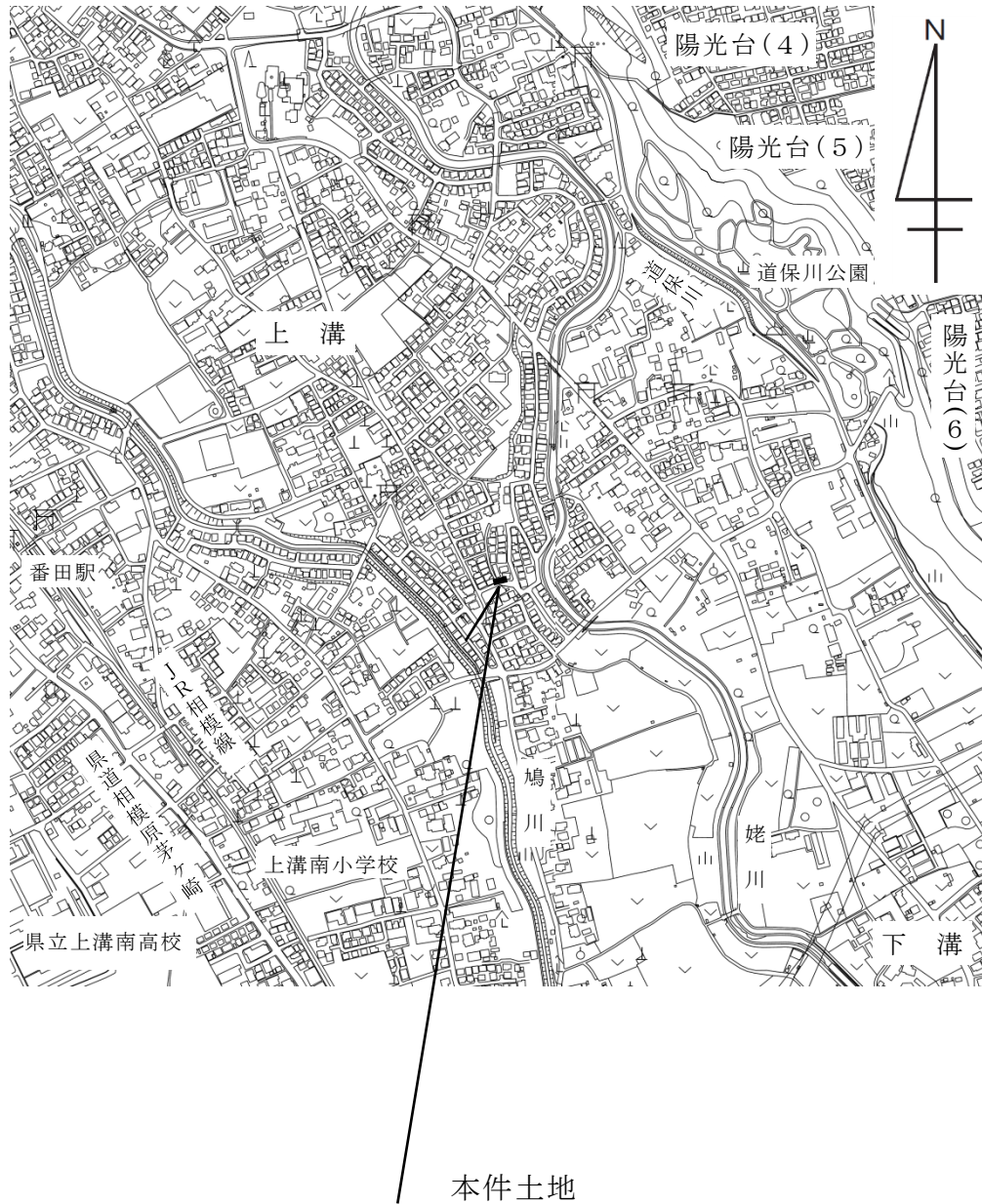
(3) 平成25年11月21日に第1審の判決が言い渡され、相手方の請求は棄却され、本市が本件土地につき所有権を有することが確認されたが、相手方は、第1審の判決の内容を不服として、同年12月6日に東京高等裁判所に控訴した(東京高等裁判所平成25年(ネ)第7227号)。

(4) 平成26年3月26日に東京高等裁判所から本市及び相手方に対し、民事訴訟法第89条の規定による和解の試みがなされ、同年4月21日に和解案が提示された。

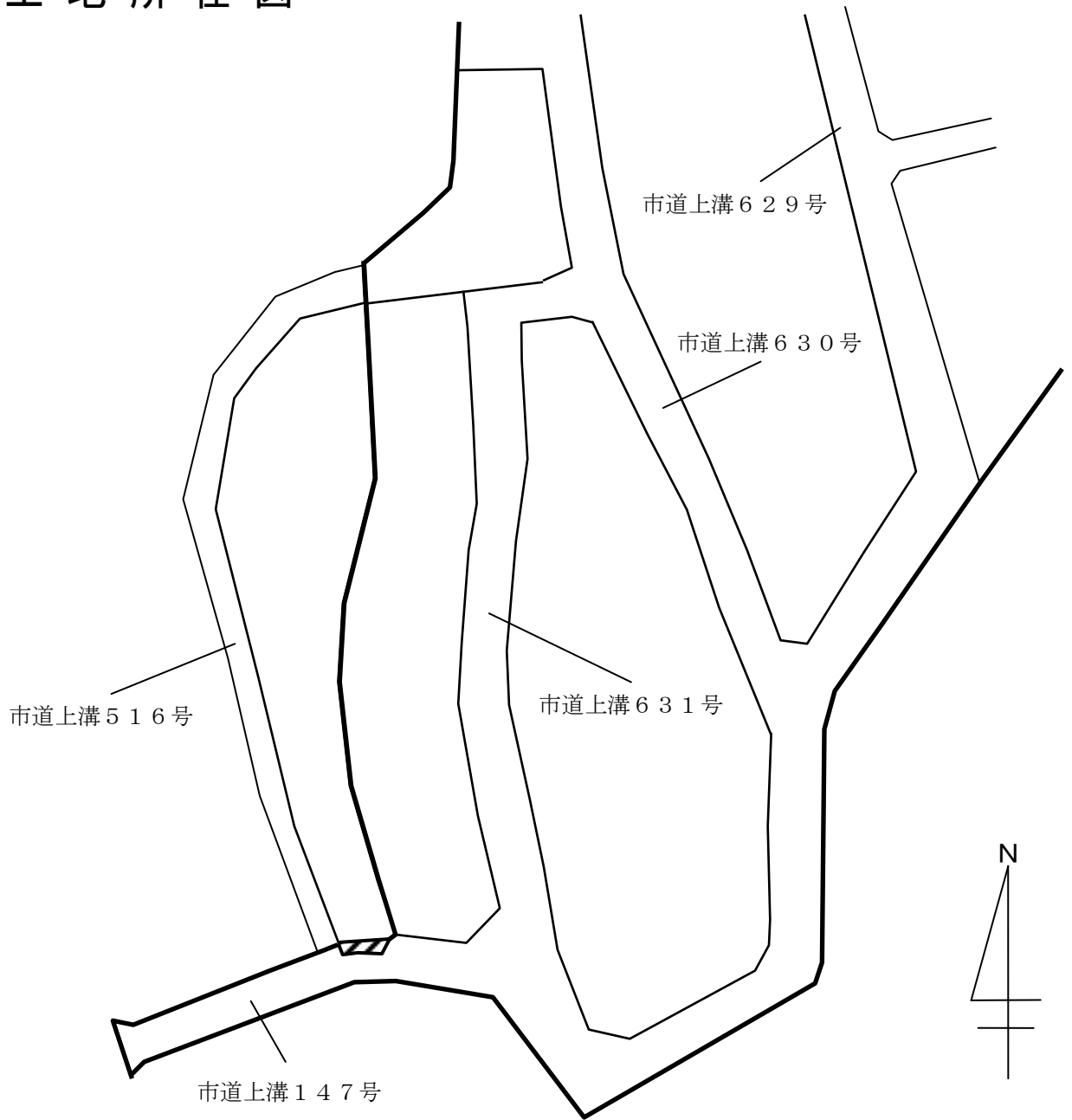
#### 提案の理由

市道上溝147号の敷地に係る所有権確認等、同反訴請求控訴事件(東京高等裁判所平成25年(ネ)第7227号)について和解いたしたく、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第12号の規定により提案するものである。



# 案内図



# 土地所在図



## 凡例

-  開発行為がなされた区域
-  本件土地